

国営沖縄記念公園における行為の禁止等に関する取扱要領

平成21年7月29日

沖縄総合事務局

(目的)

第1条 本要領は、国営沖縄記念公園（以下「公園」という。）における行為の禁止等に関する事項を定め、もって安全で快適な公園利用に資することを目的とする。

(適用)

第2条 公園における行為の禁止等については、都市公園法（以下「法」という。）及びその他関連法令に定めるほか、この要領によるものとする。

(定義)

第3条 本要領において、「公園内」とは、法の定めるところにより国営沖縄記念公園として公告された次の各号に掲げるものをいう。

一 法第2条の2により、すでに供用が開始されている区域

二 法第33条第2項により区域を定め公告した後、既に公園管理者が権原を取得している区域

2 この要領において、「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 沖縄総合事務局の公園担当職員

二 独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）の公園担当職員

三 沖縄総合事務局から公園管理に関する業務を受託した機関（以下「受託機関」という。）の業務実施に関する機関（以下「センター」という。）の職員

四 都市再生機構との契約に基づき特定公園施設の管理を行う機関の職員

五 受託機関との契約によりセンターの指揮監督を受けて、公園の管理を行うもの

六 都市再生機構との契約に基づき特定公園施設の管理を行う機関との契約により、同機関の指揮監督を受けて、公園の管理を行うもの

3 この要領において、「職員等の管理行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 前項第一号、第三号及び第五号に該当する者が公園全域を対象に行う公園管理

二 前項第二号、第四号及び第六号に該当する者が、特定公園施設の区域内において協議事項の範囲内で行う施設管理

4 この要領において「利用者」とは、勤務中の職員等を除く公園内に入るすべての者をいう。

(禁止する行為)

第4条 公園内においては、法第11条及び都市公園法施行令（以下「令」という。）第18条に定める行為のほか次の各号に定める行為を禁止する。

一 動植物を採取する行為

- 二 別に指定する場所以外でガスコンロ、石油コンロ等の火気を使用する行為
- 三 他の利用者の快適性を損なう音響の発生を伴う行為
- 四 所定の場所以外での喫煙又はゴミを投棄する行為
- 五 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼすおそれのある行為
- 六 公園の利用に際し、許可なく次に掲げる物件を持ち込み又は使用する行為
 - イ 銃及び刀剣類（モデルガン、エアガン、木刀、竹刀、模造刀その他これに類するものを含む）
 - ロ 花火、火薬、大量のガス、油脂類、燃料類
- 八 自転車類（一輪車、ローラースケート、インラインスケート、スケートボード、キックボード、ローラーシューズを含む）
- ニ ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機類
- ホ 金属又は木製のバット及び野球の硬式球
- ヘ ゴルフクラブ
- ト その他職員等が安全かつ快適な公園利用に支障を及ぼす又は公園施設を損傷若しくは汚損する恐れがあると認められたもの
- 七 首里城地区の南殿・番所における撮影行為

（ペット類の随伴）

第5条 公園内において随伴できるペット類は小型犬及び猫類のみとし、随伴者が引き綱又はカゴ等によりその行動を完全に制御しうる状態である場合にのみ認める。ただし、上記の措置を施した場合であっても、下記については認めない。なお、盲導犬、聴導犬及び介助犬については本条を適用しない。

一 海洋博覧会地区

屋内（熱帯ドリームセンター及び植物管理センターを除く）での随伴

二 首里城地区

系図座・用物座及び有料区域での随伴

- 2 糞やその他汚物の始末及び他の公園利用者とのトラブルは、随伴者自らの責任において対応する。
- 3 その他公園内におけるペット類の取り扱いについては職員等の指示に従う。

（利用指導）

第6条 職員等が法令及びこの要領に定める禁止行為を発見したときは、その責務に応じ、必要の都度入園の制限又は適切な利用指導を行うものとする。

（場所の指定）

第7条 令第18条第三号、第四号及び第五号において指定する場所は、国営沖縄記念公園事務所長（以下、「事務所長」という。）が別に定めるものとする。

(許可を要する行為)

第8条 公園内で許可を要する行為は、法第12条第1項及び令第19条に定めるもののほか次の各号に定める行為とする。

- 一 アンケート調査又は動植物等の調査をすること
- 二 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事をする
こと
- 三 営利を目的として、又は会費等を徴収して写真等の撮影を行うこと
- 四 公園内に標識又は横断幕の掲示を行うこと
- 五 事務所長が他の利用者の正常な公園利用に支障を及ぼす恐れがあると認め
た行為

(許可基準)

第9条 法第12条第1項の規定及び本要領に基づく行為の許可申請に対し、次の各号に該当するものは許可しないものとする。

- 一 営利を目的とした物品の販売又は頒布
 - 二 公共性に欠け、又は排他的な集会、展示会及び興業
 - 三 営利のみを目的とした集会、展示会及び興業
 - 四 公共性に欠ける募金又は署名運動
 - 五 公園利用又は公園管理に係わりのない調査
 - 六 他の利用者に不便を生じさせる又は危害を加えるもの
 - 七 事故の発生または公園施設の損害に対し、申請者の責任能力が欠如してい
ると考えられる場合
 - 八 次の一に該当し著しく公園利用の安全性・快適性を損なうもの
 - イ 公園施設の損傷又は汚損
 - ロ 公園の風致又は美観の侵害
 - 九 個別の団体や個人のPRを目的とするもの
 - 十 休園日又は開園・開館時間外の利用(ただし、ロケーションの場合で公園の
PR効果が高いと認められるものを除く)
 - 十一 前各号に定めるもののほか、事務所長が公園の利用若しくは管理上又は本
公園の設置の目的等から実施することが不相当と認めるもの
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、都市再生機構又は受託機関が公園利用の促進
又は利用者の利便を図る目的で実地する場合は許可の対象とするものとする。

(許可条件)

第10条 法12条第2項の規定に基づき、公園内の行為について許可をする場合は、次
に掲げる許可条件を付するものとする。

- 一 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに、公園管理者の指示に従
うこと
- 二 許可を受けた者は、一般公園利用者に危険が生じないよう必要な措置を
講じ、公園利用に支障が生じないよう留意すること

- 三 公園の機能、風致及び美観を損なう恐れのある行為はしないこと
- 四 公園管理者は、次に示すような場合、許可の取り消し又は必要な処置を講ずるよう命ずることがある
 - イ 都市公園法又は都市公園法に基づく規定に違反した場合
 - ロ この許可条件を守らない場合
 - ハ 許可事項以外の行為を行った場合
 - ニ 申請内容に虚偽記載又は不正な手段により許可を受けた場合
 - ホ 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - ヘ 公園の管理運営上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
 - ト その他公園管理者が必要と判断した場合
- 五 公園施設を損傷、汚損又は滅失した場合は、速やかに公園管理者に報告し、その指示に従い、修理、若しくは原状回復、又は損傷を賠償すること
- 六 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、公園利用者の安全を図るとともに、速やかに公園管理者に連絡し、その指示に従い、許可を受けた者の責任において処理すること
- 七 許可を受けた事項を変更しようとするときは、軽易なものを除き公園管理者の許可を受けること
- 八 許可の期間が満了したときは、直ちに原状回復すること。ただし原状回復することが不適當な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること
- 九 本条件を厳守しない場合は、都市公園法により規制することがある
- 十 前各号のほか事務所長が必要と認めた場合には、別途条件を付するものとする

(適用除外)

第 11 条 公園内における行為のうち、職員等の管理行為として行うものについては、本要領第 4 条及び第 8 条を適用しない。

(細則)

第 12 条 本要領に基づき事務所長は、別途、細則を定めるものとする。

附 則 この要領は平成 21 年 7 月 29 日から適用する。なお、必要に応じて改定するものとする。